

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年6月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年6月9日	丸和運送株式会社(法人 番号2350001005754) 代 表者片平剛太郎	都城支店	事業停止(7日間)、輸 送施設の使用停止(54 日車)、文書警告	貨物自動車運送事業 法(以下「法」)第15条第 1項第1号、法第15条第 3項、法第15条第4項	令和7年10月29日、死亡事故を起こした ことを端緒に監査実施。10件の違反が 認められた。(1)勤務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 過積載運送(法第15条第3項)、(3)過積 載運送を前提とした運行計画作成(法第 15条第3項)、(4)過積載運送の指示(第 15条第3項)、(5)(6)点呼の実施義務違反 等(安全規則第7条第1項～第3項)、(7) 運行指示書の記載事項等義務違反(安 全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運 転者等台帳の記載事項等義務違反(安 全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対 する指導監督違反(安全規則第10条第1 項)、(10)運転者に対する指導監督の記 録又は指導監督の記録保存違反(安全 規則第10条第1項)	6	6
	宮崎県児湯郡高鍋町大字 持田6284	宮崎県北諸県郡三股町大 字蓼池3640番地3					